

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等事業実施要領

制定	平成30年3月16日	森整第2118号
一部改正	令和2年3月16日	森整第2234号
一部改正	令和5年3月9日	林振第1590号
一部改正	令和6年2月15日	林振第1578号
一部改正	令和7年3月28日	林振第1462号

第1 趣旨

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等事業（以下「事業」という。）の適正な実施については、「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱」（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領」（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知。以下「国運用」という。）及び山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等補助金交付要綱（平成30年3月16日付け森整第2059号。以下「県要綱」という。）に規定するもののほか、この要領（以下「県実施要領」という。）の定めるところによる。

第2 事業の内容

事業の実施にあたり次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 事業の内容 国交付要綱別表に規定する事業内容
- (2) 事業内容及び種目別ごとの基準 国運用別表1
- (3) 施設別の上限事業費 国運用別表2

第3 事業実施主体

事業実施主体（県要綱第2条に定める事業実施主体をいう。以下同じ。）は、国交付要綱第5の規定により交付事業者が作成する事業実施計画及び国実施要領第3の規定により知事が作成する体質強化・花粉削減計画に定める目標の達成に向け、知事と緊密に連携を図りつつ事業を実施するものとする。

なお、事業実施主体は、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第4 事業計画

- 1 事業実施主体は、県要綱第3条に定める交付申請を行う場合は、事業計画書（様式1）を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 前項の事業計画書の策定にあたっては、取り組みの内容・手法を明示するとともに、国実施要領の別表3に定める「指標のガイドライン」に基づく指標（以下「個別指標」という。）の設定を行い、その実現を目指すものとする。
- 3 事業実施主体が市町村以外の場合は、当該事業実施主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）」（令和3年2月26日付け2林政経第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」（様式2-1）又は「環境負荷低減チェックシート（その他

民間事業者・自治体等向け)」(様式2-2)を記入の上、交付申請を行うときに、知事に提出するものとする。ただし、過去1年以内に国で提出を定める他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

- 4 事業実施主体は、事前点検シート(様式3)を作成し、第1項の事業計画書に添付するものとする。
- 5 事業実施主体は、次の各号に掲げる事業計画の内容を著しく変更して実施する必要がある場合は、事業計画変更承認申請書(様式4)を知事に提出するものとする。
 - (1) 県要綱第6条1項(1)に定める場合
 - (2) 工種又は区分の変更又は追加する場合
 - (3) 個別指標の目標値を変更する場合

第5 進捗状況報告

- 1 事業実施主体は、交付決定の通知のあった日から事業が完了する日までの間は、各月の末日における事業の進捗状況を、翌月の10日までに進捗状況報告書(様式5)により知事に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、工事が完成したときは、速やかに完成報告書(様式6)を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による完成報告書を受領したときは、職員をして検査を行うことができる。
- 4 第1項の規定に関わらず、前項に定める完成報告及び県要綱第8条2項に定める遂行状況報告を行う場合は、進捗状況報告に代えることができる。

第6 達成状況報告等

事業実施主体は、事業計画書において定めた個別指標の達成状況について調査し、調査年度の翌年度の5月末日までに達成状況調査報告書(様式7)により、知事に提出するものとする。

- 2 調査年度は、事業完了年度から目標年度(国実施要領別表3に定める目標年度をいう。)までの各年度とする。また、事業で整備した施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設(以下「収支を伴う施設」という。)に係る収支実績については、達成状況調査報告書により営業(実施)年度から起算して3年間調査する。

第7 改善措置等

- 1 事業実施主体は、補助金交付申請時に定めた個別指標の目標値の達成状況が低調である場合(事業計画書に定める個別指標について、目標年度における目標値の達成率が70%未満である場合をいう。)、その原因を調査・分析するとともに、必要な措置を受けるものとする。
- 2 知事は、前項の場合には、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者をいう。)等による経営指導及び事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置(以下「改善措置」という。)を実施し、その結果について改善措置実施報告書(様式8)により知事へ報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。
- 3 事業実施主体は、改善措置を実施した場合、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して3年の間は、改善措置に対する達成状況を翌年度の5月末日までに、県実施要領第6の規定を準用して、様式7により知事へ報告するものとする。
- 4 知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。

第8 指導及び助言

知事は、第6により事業実施主体から報告を受け、目標値の達成状況が低調である場合には、指導を行うものとする。

第9 事業評価

事業実施主体は、国実施要領第6の7及び国運用第3の2に基づき、次のとおり事前評価及び事後評価を行うものとする。

(1) 事前評価

事業実施主体は、事業実施に係る事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。

(2) 事後評価

事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、目標年度の翌年度の5月末日までに報告するものとする。

第10 交付の決定前の着手

事業の着手は、原則として知事からの交付決定の通知を受けた後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があり、交付決定の通知の前に着手する必要があるときは、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（様式9）を知事に提出するものとする。

第11 その他必要な事項

事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成30年3月16日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和2年3月16日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和6年2月15日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和7年3月28日から施行する。
- 2 前項の規定による改正前の本要領に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

様式 1

事業計画書

(木材加工流通施設等整備、高性能林業機械等の整備、特用林産物省エネルギー化施設等整備及び木質バイオマスエネルギー転換促進対策)

1 事業の概要

事業区分	事業種目	工種又は区分	事業内容

(注) 1 「事業区分」及び「事業種目」は、要綱別表 1 又は 2、「工種又は区分」には、国要領別表 1 の該当する項目を記載する。

2 「事業内容」は、下記項目を記載する。

・木材加工流通施設等整備、特用林産物省エネルギー化施設等整備及び木質バイオマスエネルギー転換促進対策

(1) 設置場所(字・地番まで記載する)

(2) 施設導入のねらい

(3) 間伐材等を効果的に利用するための工夫

(4) 周辺地域への波及効果を確保する措置

(5) 供給、利用計画等(施設整備年度から目標年度までの地域材利用量、製品の出荷量及びの販路等を数値で記載する(別紙可))

(6) 運用計画(施設の管理や利用方法、供給体制や利用促進の取組等)

・高性能林業機械等の整備

(1) 受益対象地域の範囲

(2) 素材生産との関連

(3) 事業効果

(4) 花粉の少ない森林への転換促進対策における高性能林業機械等の整備については、主な事業地である市町村名

(5) ハイブリッド型の機械の整備有無

2 事業成果の目標（個別指標）

個別指標	現状	計画量			伸び量	伸び率 (%)	備考	受益戸数
		○年度	○年度	○年度 (目標)				

- (注) 1 「現状」は、直近3か年の平均値を、「計画量」は事業完了年度の翌年度から起算して3年間の数値を記載する。
- 2 「備考」は、各指標での事業完了年度の翌年度を始期として3年間の平均値を記載する。
- 3 木材加工流通施設等整備、特用林産物省エネルギー化施設等整備及び木質バイオマスエネルギー転換促進対策の場合、山梨県の定める数値も「備考」に記載する。

3 収支計画

収 支			備 考
項目	現在	目標（○年度）	
収入			
支出			
利益			

- (注) 1 収支を伴う施設を導入する場合に作成する。
- 2 「現在」は、木材加工流通施設等整備、特用林産物省エネルギー化施設等整備及び木質バイオマスエネルギー転換促進対策の場合のみ記載する。
- 3 現在の収支には、最近3か年の平均収支を記載する。
- 4 貸付を計画している事業については、事業主体の収支計画と、それぞれの利用予定者の収支を合算した収支計画の2種類を作成する。
- 5 木材加工流通施設等整備、特用林産物省エネルギー化施設等整備及び木質バイオマスエネルギー転換促進対策の場合、収入は、販売額又は利用料等とする。
- 6 高性能林業機械等の整備の場合、導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支について記載する。

4 事業の実施体制等

【木材加工流通施設等整備、特用林産物省エネルギー化施設等整備及び木質バイオマスエネルギー転換促進対策の場合作成】

事業実施主体 (区分)	役員数 ・ 従業員数	出 資 金	事業種目 (工種又は施設 区分)	施設の 管理運営	補助残に対 する自己資 金の割合	備 考
		千円			%	
計						

(注) 1 「役員数・従業員数」は、事業実施主体区分が市町村のときは記載しない。

2 「施設の管理運営」は、施設の管理・運営の基準等を規定する文書名を記載する。

5 経営診断の結果を反映した事項

【木材加工流通施設等整備、特用林産物省エネルギー化施設等整備及び木質バイオマスエネルギー転換促進対策の場合作成】

施設名	経営診断実施 年月日	経営診断を 実施した者	主な指摘事項	指摘を踏まえた内容	備 考

(注) 事業費がおおむね 5,000 万円以上の収支を伴う施設の場合に作成する。

6 添付資料

・木材加工流通施設等整備、特用林産物省エネルギー化施設等整備及び木質バイオマスエネルギー転換促進対策

(1) 位置図、配置図等

(2) 実施設計書（施設・機械経費明細書）

(3) 見積書・カタログ

(4) 費用対効果分析報告書

国評価実施要領により作成すること。

- (5) 団体等の規約・定款
- (6) 様式1別紙1「地域内エコシステム」確認シート（地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組に該当する場合）
- (7) 様式1別紙2「地域活用要件」確認シート（国運用別表1 I 2（3）⑥イ（サ）の条件を満たす場合）
- (8) 収入（販売額又は利用料等）の積算根拠
- (9) 事業費、機能要件の積算の基礎を整備しておくほか、利用計画（生産計画等）、機械施設の運営規定、事業に関する収支計画、事業成果等、事業計画の参考となる資料を整備しておくものとする。
- (10) その他
現在の状況から変化を定量的に示すフロー図等を適宜添付する。

・高性能林業機械等の整備

- (1) 概算機械経費明細書
- (2) 導入する機械のカタログ等
- (3) 費用対効果分析報告書
国評価実施要領により作成すること。
- (4) 団体等の規約・定款、団体等の決算状況が確認できる書類
- (5) その他
現在の状況から変化を定量的に示すフロー図等を必要に応じて添付する。

様式 1

事業実施計画書
(民間事業者による苗木増産)

事業区分 (事業種目)	実施 市町村	事業 実施主体	事業内容		事業費等 (円)		個別 指標	単 位	現状値	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目 目標年度	備考
			工 種 又 は 施設区分	規格 型式	事業費	補助金			○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	
コンテナ苗生産 基盤施設等整備							増加量	本							※種子選 別機の導 入に当た っては、 受益戸数 を記載
合 計															

- (注) 1 「事業内容」は、県交付要綱第2条に定める工種又は施設区分から記載する。
2 「個別指標」は、コンテナ苗の生産量の目標値(増加量)を記載する。
3 育苗に3年以上を要する場合は5年目を目標年度とする。

様式 1

事業実施計画書
(間伐材生産)

1 事業箇所一覧表 (伐倒・集材)

所在場所			伐倒・集材を実施する (路網整備付近) 森林の現況				伐倒・集材事業				対図番号 又は 林小班名	備考
市町村(郡)	字(大字) 又は林班	地番又は 小班	面積 (ha)	樹種又は 林相	林齢	適用	伐倒・集 材の方法	伐倒立木 材積 (m3)	伐倒率 (%)	伐倒・集材の 内容		
合計												

- (注) 1 「伐倒・集材の方法」は、搬出間伐を記載する。
- 2 「伐倒・集材の内容」は、不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込、その他附帯施業等を記載する。
- 3 関連条件整備費が必要な場合は、関連条件整備活動を「備考」に列記する。

2 添付書類

- ・事業位置図
- ・その他知事が必要と認める書類

地域内エコシステム確認シート

対象地域について	対象地域名	例) ○○県○○町○○地区		
	対象地域の概要	人 口:○人 素材生産量:○m ³ /年		
地域協議会について	構成員とその所掌	行政 :例)○○町	例)全体進捗の管理、初期需要の創出	
		例) 森林関係者:○○森林組合	例)材の安定供給	
		例) 地域産業 :○○産業(業種)	例)新たな熱需要先の検討・創出	
		例) 地域住民 :NPO法人○○	例)新たな熱需要先の検討・ワークショップの開催	
	協議会における 主な協議事項	例) ・材の買取価格、供給量、期間について ・熱の供給価格について		
材の調達について		例) 協議会の構成員となっている○○森林組合から全量を調達		
利益還元について	森林関係者への 利益還元	例 1) 材の買取価格を引き上げ 現行○円/m ³ ⇒導入後○円/m ³		
	地域住民への 利益還元	例) 本事業により新たに○人の雇用を創出		
導入予定先及び 導入施設について	導入済施設①	例)○○小学校	例)薪ストーブ	例)R○年に既存の灯油ストーブから転換
	導入済施設②	例)○○公民館	例)木質バイオマスボイラー	例)R○年に既存の重油ボイラーから転換
	導入予定施設①	例)○○工場	例)木質バイオマスボイラー	例)工場の新設に併せて導入予定
	導入予定施設②	例)○○森林組合	例)薪割り機	例)古品を新規導入予定
低コスト化に向けた取組		例 1) ○○により施設整備費を極力低減。 例 2) ○○により省力化を図り、ランニングコストを低減。		
PDCAサイクルによる検証の仕組み		例 1) 町においてロードマップを作成の上、副町長をトップとする進捗状況を確認する部会を立ち上げ。 例 2) 地域協議会において、複数の部会を設け、各部会ごとに○月に1度進捗を確認。進捗が思わしくない場合には、有識者からの助言を受け改善計画を策定。		

(注) 1 記入欄は、適宜加除すること。

2 本事業により整備する施設には下線を付すこと。

「地域活用要件」確認シート

発電事業者名	〇〇
所在地	〇〇県〇〇市〇〇地区〇〇
FIT認定番号 (認定年月日)	〇〇 (〇〇年〇〇月〇〇日)
発電施設名称	〇〇発電所
発電設備の出力(kW)	〇〇kW
燃料供給事業者名および当該事業者からの供給予定燃料の種類及び量(t/年)	〇〇事業者 木質チップ(未利用)〇〇DBt/年 バーク(未利用) 〇〇WBt/年(水分率〇%で計算) ※交付申請予定の供給事業者・供給施設について記載する
該当する地域活用要件の種類と該当すると判断した理由	例1)「自家消費型・地域消費型」 (該当理由) ・当該発電設備により発電される電気量の〇〇%(少なくとも30%以上)を自家消費している。 ・産出された熱を〇〇として常時利用する構造を有しており、当該発電設備により発電される電気量の〇〇%(少なくとも10%以上)を自家消費している。 例2)「地域一体型」 (該当理由) ・〇〇町との〇〇協定において、災害時を含む電気又は熱の〇〇町への供給が位置付けられている。 ・〇〇町が直接出資している。

(注) 記入欄は、適宜加除すること。

環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） ☐	報告時（しました） ☐

	チェック	（１）適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ）
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	（２）適正な防除 ※ 農薬を使用する場合（該当しない ☐ ）
③	☐	農薬の適正な使用・保管
④	☐	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	（３）エネルギーの節減
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	（４）悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない ☐ ）
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討

	チェック	（６）生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

	チェック	（７）環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

（注）（１），（２）又は（４）の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

様式 2 - 2

環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） ☐	報告時（しました） ☐

	チェック	（１）エネルギーの節減
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	（２）悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない ☐)
④	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	（３）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	☐	資源の再利用を検討

	チェック	（４）生物多様性への悪影響の防止
⑦	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐)
⑧	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合（該当しない ☐)

	チェック	（５）環境関係法令の遵守等
⑨	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	☐	関係法令の遵守
⑪	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	☐	機械等の適切な整備と管理に努める（該当しない ☐)
⑬	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める

（注）（２），（４）の⑦若しくは⑧又は（５）の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

事前点検シート

	項 目	チェック欄 (事業実施主体)		備考	チェック欄 (県)		備考
		事業区分：					
		事業種目：					
(1)	森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、林業労働力の確保の促進に関する基本計画、木材安定供給確保事業に関する計画等をはじめ、その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。						
(2)	事業実施関係者のみならず、関連部局、地域住民等との合意形成・連携・調整が図られているか。						
(3)	計画主体、事業実施主体及び関係者で協議会を設置するなど、事業の推進体制は確立されているか。						
(4)	目標値については、県における各種計画の目標数値との整合が図られており、かつ、情勢の変化や前年度の施策の効果の評価を踏まえて算定し、関係者の合意が得られたものであるか。（どのような手段により、どのような者と合意形成を図ったか備考欄に記載のこと。）						
(5)	前年度までの計画と同一の目標値を掲げている場合、本計画の目標値は、前年度までの計画の目標値を上回っているか。（上回っていない場合、その理由が整理されているか。）（県が作成する計画等の目標数値を適用しない場合、現状値及び目標値設定の根拠（理由）を備考欄に記載のこと。）						
(6)	事前点検シートに掲げる項目について、判断根拠となる書類を保存しているか。						
(7)	他省補助金との重複はないか。						
(8)	事業実施主体の適正性						
	ア 国実施要領に定める事業実施主体の種類ごとの要件を満たしているか。						
	イ 高性能林業機械等の林業機械の導入は、林野庁長官が別に定めるところにより、知事が選定した林業経営体となっているか。						
	ロ 事業を相当期間継続することが確実であり、規約等により適切な施設運営が行われることが確実であると認められるか。						
	エ 事業費3,000万円以上の場合は、法人化しているか。						
	オ 過去に実施した林野庁補助事業等について、改善計画を作成した若しくは会計実地検査において、目標の達成度合いが低調等の指摘を受けていないか。						
	カ れに該当する場合、事業を実施する妥当性は認められるか。						
(9)	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついており、事業の実施期間（施設の耐用年数相当）継続して使用できる見込みがあるか。						
(10)	適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。						
(11)	補助対象となる施設を担保に供することを前提とするような資金調達計画となっていないか。（国の制度資金を除く）						
	ア 制度融資名						
	イ 金融機関名						
(12)	自力若しくは他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付対象とするものでないか。						
(13)	個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。						
(14)	事業費積算等の適正性						
	ア 事業費の算出は、山梨県等の標準単価や歩掛り等を基準として適正に行われているか。						
	イ 整備コスト等の低減に努めているか（木質バイオマス利用促進施設の整備及び木造公共建築物等の整備 については、PFI等の適用を検討することにより、事業全体のコスト低減を図っているか。）。						
	ロ 建設費が施設ごとの上限建設費の範囲内となっているか。						
	エ 下限建設費が定められている場合は、その金額以上となっているか。						
	オ 附属施設・備品は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。						
(15)	施設等の仕様は、都道府県等において一般的に使用されているものを基準としているか。						
(16)	施設等の規模、構造、設置場所については、目的に合致するものとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか。						
(17)	周辺の環境や景観への配慮がなされており、また、当該地域に係る土地利用計画に即しているものとなっているか。						
(18)	建物に係る敷地整備の面積は、建坪の概ね3倍以内となっているか。						
(19)	新技術を導入する場合は、現地での事業効果の発現が十分に明らかとなっているか。						
(20)	個々の事業の受益戸数は5戸以上となっているか。（受益戸数を記入すること。）						
(21)	個人施設への補助ではないか、また、目的外使用のおそれはないか。						
(22)	施設の入替え、増築、改築、併設又は合体を行う場合、古品古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める要件を全て満たしているか。						
(23)	施設の整備に当たり、木造を検討したか。木造が困難な場合、施設における木材利用を検討したか。困難な場合、理由を整理したか。						
(24)	木材加工流通施設等の整備において、施設を整備する場合、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分のうち柱、横架材（梁及び桁）及び土台については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき格付けがされたものかつ地域材を使用することになっているか。						
(24)	収支を伴う施設の適正性（収支を伴う施設に限る。）						

	ア	適正な収支計画を策定しているか。					
	イ	事業費が5,000万円以上の施設については、計画の経営診断を実施し、指摘された改善点を事業計画に反映した上で計画を策定しているか。					
		経営診断日					
	ウ	補助残に対する自己資金の割合が概ね12%以上となっているか。					
	エ	補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等から融資が確実であるか。					
	オ	生産ラインの増設等の生産量の増加を伴う施設を追加する場合は、国運用に定める下記要件を全て満たしているか。					
		追加事業実施年度において、目標年度における目標数値を達成、又は達成されることが確実であるか。					
		需要先が確保され、供給量の増大が可能であるか。					
		追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字、又は黒字になることが確実であるか。					
		資金の調達が確実であるか。					
	カ	原料の入手先や製品の販路が継続的に確保されているか。特に、木質バイオマス利用促進施設の整備のうち木質バイオマス供給施設整備については、地域の燃料材の需給状況を踏まえた確実な原料入手の計画があるか。					
	キ	森林組合が単独で事業実施主体となる場合は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により知事が公表する民間事業者として登録を受けているか、又は中核組合に認定されているか。（令和12年度までに限る。）					
(25)		高性能林業機械等の林業機械の導入については、既存機械も含めたシステムの中で生産性、稼働率の向上や効率化に資するものであるか。					
		事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組む計画になっているか。 (国要領別表1の第1、2のメニュー①の欄の2のメニュー②の欄の1～6)					
		1施設当たりの総事業費が15億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映しているか。 (国実施要領別表1の第1、2のメニュー①の欄の2のメニュー②の欄の1～6)					
(26)		国運用に定める施設ごとの要件を満たしているか。					
(27)		事業による効果の発現の見通し					
	ア	費用対効果分析は算定要領に基づいて実施しているか。					
	イ	算定される効果に係る数量、単価等の根拠は明確であるか。					
	ウ	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（算定数値を記入すること）。					
(27)		整備後の施設の管理・運営の見通し					
	ア	施設の維持・管理に関する規則や計画を策定しているか。					
	イ	施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。					
(28)		労働安全の取組					
	ア	「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）」（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシートは作成されているか。					
	イ	施設等の整備に当たって、労働安全コンサルタント等の専門家の診断は受けているか。 未実施の場合、事業実施翌年度までに実施予定となっているか。 (国実施要領別表1の第1、2のメニュー①の欄の2のメニュー②の欄の1～6)					

- (注) 1 「事業区分」及び「事業種目」は、要綱別表1又は2より転記すること。
- 2 チェック欄には、各事業実施主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「－」を記入すること（必要に応じて名称等を記入）。
- 3 チェック欄は、適宜加除すること。

様式 4

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所 在 地
団 体 名
氏 名 印

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等補助金
計画変更承認申請書

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等事業実施要領第 4 の
規定に基づき、当初事業計画を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1. 事業区分
2. 事業種目
3. 変更理由
4. 変更の概要

- (注)
- 1 「事業区分」及び「事業種目」は、要綱別表 1 又は 2 より転記する。
 - 2 事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付する。
 - 3 変更事業計画書のうち、数量や事業費等については、上段に変更前を()
書き、下段に変更後を裸書きとする。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等補助金
進捗状況報告書

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等事業実施要領第 5 の規定に基づき、事業の進捗について次のとおり報告します。

事業区分				
事業種目				
事業量				
施工箇所 (市町村・字)				
工 期	契約	年 月 日	着手	年 月 日
			完成	年 月 日
事業費				
補助金交付決定額				
請 負 者	住所 氏名			
今回出来形	出来形金額		進捗率	
出来形累計	出来形金額		進捗率	
計画進捗率				
備 考				

- (注) 1 「事業区分」及び「事業種目」は、要綱別表 1 又は 2 より転記する。
2 「出来形金額」は、進捗率を基に算出する。
3 「計画進捗率」は、当初知事へ提出した工程表の進捗率を記載する。
4 「備考」には、作業工種・内容等を記載する。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名
印

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等補助金
完成報告書

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等事業実施要領第 5 の規定に基づき、次のとおり完成したので報告します。

事 業 区 分	
事 業 種 目	
事 業 量	
施 工 箇 所 (市町村・字)	
工 期	契約 年 月 日 着手 年 月 日 完成 年 月 日
事 業 費	
事 業 費 内 訳	
請 負 者	住所 氏名
備 考	

- (注) 1 「事業区分」及び「事業種目」は、要綱別表 1 又は 2 より転記する。
- 2 「事業費内訳」には請負金額、入札差金、事務雑費、工事雑費、実施設計費等を記載する。
- 3 「備考」には作業工種・内容等を記載する。
- 4 完成写真を添付する。
- 5 民間事業者による苗木増産の支援については、工種又は施設欄に導入した施設装置・器具等の名称を記載すること。なお、複数の施設装置・器具等を導入した場合は、別表にてそれぞれ別に記載し、全ての計を記載する。

様式 7

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名

印

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等補助金
達成状況調査報告書

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等事業実施要領第 6 の
規定に基づき、交付申請時設定指標の達成状況について次のとおり報告します。

(注) 様式 7 別紙を添付する。

1 事業の達成状況

事業区分	事業種目	事業主体	工種又は施設	実施年度	目標	実績値						備考
						年 事業完了年度	年 (1年目)	年 (2年目)	年 (3年目)	年 (4年目)	年 目標年度	

(注) 1 「目標値」の欄には、個別指標及び目標値を記入すること。
2 達成状況は、目標年度の実績/現状値とすること。
3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること。（別様可）
4 報告年度は、本要領第6に基づくこととし、実績を各年度ごとに記入すること。
5 上記によるほか、2の収支実績を踏まえて記載すること。
6 目標年度について、民間事業者による苗木増産の支援において育苗に3年以上を要する場合は5年目とする。

2 収支実績

事業区分	事業種目	事業主体	工種又は施設	実施年度	項目	目標値	実績値						備考
							年 事業完了年度	年 (1年目)	年 (2年目)	年 (3年目)	年 (4年目)	年 目標年度	
					収 入								
					支 出								
					収 支 差								
					収入のうち 公的資金等								

(注) 1 「収支実績」については、木材加工流通施設等整備、特用林産物省エネルギー化施設等整備、木質バイオマスエネルギー転換促進対策、コンテナ苗生産基盤施設について記載すること。
2 「工種又は施設」については、木材加工流通施設は同名を高性能林業機械は【素材生産型】、【造林保育型】の別を記載し、機種についても記載すること。
3 「項目」の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記入すること。（収入の内数）
4 「目標値」の欄には、体質強化・花粉削減計画書の作成段階における収支計画を記入すること。なお、高性能林業機械等の整備については、導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支計画を記入すること。
5 報告年度は、本要領第6に基づくこととし、実績を各年度ごとに記入すること。
6 「目標年度」の欄には、目標年度の収支を記入すること。
7 「収入」は、販売額又は利用料等とすること。
8 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却等支出に計上すべきものを正確に積み上げること。
9 目標年度について、民間事業者による苗木増産の支援において育苗に3年以上を要する場合は5年目とする。

様式 8

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所 在 地
団 体 名
氏 名 印

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等補助金
改善措置実施報告書

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等事業実施要領第 8 の
規定に基づき、下記のとおり改善措置を講じたので報告します。

記

1. 基本的事項

- (1) 事業区分
- (2) 事業種目
- (3) 事業量
- (4) 事業実施箇所（市町村・字）
- (5) 個別指標の達成状況

2. 改善措置の内容（要因分析・今後の改善策等を記載）

3. 改善措置の実施時期

4. 添付書類

- (1) 事業実施主体による改善計画
- (2) 中小企業診断士等による経営診断

（注） 「事業区分」及び「事業種目」は、要綱別表 1 又は 2 より転記する。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名

印

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等補助金
交付決定前着手届

山梨県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策等事業実施要領第10の
規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業区分
2. 事業種目
3. 事業箇所
4. 事業費
5. 着手予定年月日
6. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 「事業区分」及び「事業種目」は、要綱別表 1 又は 2 より転記する。
2. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合はこれらの損失は事業主体が負担すること。
3. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
4. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。